

弁護士会の懲戒の通知に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第六十一号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士法(以下「法」という。)第六十四条の六第二項及び第六十四条の七第一項の規定に基づき、弁護士会の懲戒の処分及び手続に関する日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)への通知に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(綱紀委員会に調査をさせたことのお知らせ)

第二条 弁護士会は、法第五十八条第二項の規定により弁護士又は弁護士法人について綱紀委員会に事案の調査をさせたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、弁護士会が所属の弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料し事案の調査をさせたときは、速やかに、連合会に、第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項を書面により調査請求書の写しを添えて通知しなければならない。

- 1 -

ならない。

- 一 対象弁護士(懲戒の手続に付された弁護士をいう。以下同じ。)にあつてはその氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)、登録番号、事務所及び住所
  - 二 対象弁護士法人(懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。以下同じ。)にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の請求に係る法律事務所の名称及び所在地並びに主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会の名称
  - 三 綱紀委員会に事案の調査をさせた旨
  - 四 懲戒請求者の氏名又は名称及び住所
  - 五 懲戒の請求をした年月日
  - 六 綱紀委員会に事案の調査をさせた年月日
  - 七 事案の概要
- 2 前項本文の場合において、弁護士会は、対象弁護士法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、他の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、前項ただし書の規定により通知するときは、調査請求書の写しの全部又は一部を添えてすることができる。

- 2 -

(懲戒委員会に審査を求めたことのお知らせ)

第三条 弁護士会が、法第五十八条第三項の規定により対象弁護士等(懲戒の手續に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。)について懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号、事務所及び住所

二 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の請求に係る法律事務所の名称及び所在地並びに主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会の名称

三 懲戒委員会に事案の審査を求めた旨

四 綱紀委員会の議決及び事案の内容(綱紀委員会の議決書の謄本を添えてする。)

五 綱紀委員会の議決の年月日

六 懲戒委員会に事案の審査を求めた年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象弁護士法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、他の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、綱紀委員

- 3 -

会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

(懲戒の処分のお知らせ)

第四条 弁護士会は、法第五十八条第五項の規定により対象弁護士等を懲戒したときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書及び懲戒委員会の議決書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号、事務所及び住所

二 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所(対象弁護士法人の法律事務所のうち、懲戒の処分が除名又は弁護士法人の業務停止の場合にはすべての法律事務所、退会命令の場合は退会命令に係る弁護士会の地域内のすべての法律事務所、弁護士法人の法律事務所の業務停止の場合は業務停止に係る法律事務所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地並びに主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会の名称

三 懲戒の処分の内容及びその理由

四 懲戒委員会の議決の年月日

五 懲戒の処分が効力を生じた年月日

- 4 -

六 懲戒請求者に決定が通知された年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象弁護士法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、他の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。この場合において、弁護士会は、懲戒委員会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

(懲戒しない旨の決定の通知)

第五条 弁護士会は、法第五十八条第四項の規定により綱紀委員会の議決に基づき、又は法第五十八条第六項の規定により懲戒委員会の議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書及び議決書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号、事務所及び住所

二 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の請求に係る法律事務所の名称及び所在地並びに主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会の名称

三 懲戒しない旨及びその理由

- 5 -

四 綱紀委員会又は懲戒委員会の議決の年月日

五 決定の年月日

六 懲戒請求者に決定が通知された年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象弁護士法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、他の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。この場合において、弁護士会は、綱紀委員会又は懲戒委員会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

(対象弁護士の死亡又は資格喪失による手続の終了の通知)

第六条 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、対象弁護士が死亡し、又は弁護士でなくなったことにより懲戒の手続が終了したときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象弁護士の氏名、登録番号、事務所及び住所

二 懲戒の手続が終了した旨及びその理由

三 決定の年月日

(刑事訴訟の係属による手続の中止等の通知)

第七条 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、懲戒委員会

- 6 -

又はその部会が同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号、事務所及び住所

二 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の請求に係る法律事務所の名称及び所在地並びに主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会の名称

三 懲戒の手続を中止し、又は再開した旨及びその理由

四 決定の年月日

五 懲戒請求者に決定が通知された年月日

#### 附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 懲戒の報告に関する規程（会規第三十四号）は、廃止する。

3 第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、通知の事由がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた場合については、適用しない。

4 第四条の規定は、施行日前に弁護士会がした懲戒の処分については、適用しない。

附 則（平成一九年三月一日会規第七九号）

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程 第二条、第三条、第四条、第五条、第七条改正）

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二十五日会規第九一号）

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程 第二条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）